

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 一〇十二（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>十四 二一（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）―N        ―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類</p> <p>十五（略）</p> <p>十六 一〇二一（略）</p> <p>二十二（略）</p> <p>二十三 三・四―ジクロロ―N―「一―（ジメチルアミノ）シクロヘキシル」メチル」ベンズアミド及びその塩類</p> <p>二十四（略）</p> <p>二十五 一〇六七（略）</p>	<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 一〇十二（略）</p> <p>十三 キノリン―八―イル―「一―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>十四 一―（三―クロロフェニル）ピペラジン及びその塩類</p> <p>十五 一〇二〇（略）</p> <p>二十一 三―「二―（ジエチルアミノ）エチル」インドール（別名DET）及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>二十二 シス―二―アミノ―四―メチル―五―フェニル―二―オキサゾリン（別名四―メチルアミノレクス）及びその塩類</p> <p>二十三 一〇六五（略）</p>

六十八 (略)

六十九 二―(四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル)―

N―(二―メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

七十 (略)

七十一〜九十七 (略)

九十八 (略)

九十九 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)―

N―(二―メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

百 (略)

六十六 「二―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール  
―三―イル」 (四―メチルナフタレン―一―イル) メタノン  
及びその塩類

(新設)

六十七 四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェネチルアミン及  
びその塩類

六十八〜九十四 (略)

九十五 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル) エ  
タンアミン及びその塩類

(新設)

九十六 リゼルギン酸ジエチルアミド (別名リゼルギド) 及び  
その塩類